

(保 57)

平成 26 年 6 月 16 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

電子レセプト請求に移行予定の保険医療機関への勧奨等の実施について

レセプト電子化猶予中の保険医療機関につきましては、平成 26 年 2 月時点で猶予されている 1,603 医療機関に対し、支払基金支部より猶予期限（平成 27 年 3 月 31 日）後の請求方法、移行時期等の移行確認調査を実施し、その結果について平成 26 年 5 月 27 日付け（保 49）によりご連絡申し上げたところであります。

この中で、多くの保険医療機関が猶予期限の間近に電子レセプト（オンライン又は電子媒体）による請求へ移行予定との回答をされており、レセプトコンピューターの設置の遅れ等により猶予期限までの移行に間に合わないことが想定されることを踏まえ、今般、平成 26 年 12 月から平成 27 年 4 月診療分の間電子レセプトへの移行を予定している保険医療機関に対し、支払基金支部等より別紙 1 のとおり早期移行勧奨に係るお知らせを送付することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

また、移行確認調査の結果、「未定」及び「未確認」の保険医療機関（医科：119 施設）につきまして、別紙 2～4 のとおり再度移行確認等の調査を行うとともに、調査対象外とされていた個別の事情により電子レセプト請求を行うことが困難である旨の届出（様式第 4 号）を行っていた保険医療機関に対しましても、別紙 5 により電子レセプト請求への移行勧奨が行われる予定となっております。

上記につきましては、いずれも平成 26 年 7 月中に対象医療機関へ送付される予定とのことであり、事前に支払基金支部等より都道府県医師会に連絡がありますので、その際にはご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・電子レセプト請求に移行予定の保険医療機関への勧奨等の実施について
（平 26.6.6 事務連絡 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室）

事 務 連 絡

平成26年 6月 6日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局総務課

保険システム高度化推進室

電子レセプト請求に移行予定の保険医療機関への勧奨等の実施について

「レセプト電子請求に係る猶予措置を受けている保険医療機関に対する今後の勧奨等について」（平成26年1月15日事務連絡）により、レセプトコンピュータのリース期間等猶予中の全ての保険医療機関（医科及び歯科）に対して、電子レセプト請求への移行を確認し、先般移行確認結果を貴会へお知らせしたところです。当該結果により、猶予期限（平成27年3月末）間近は多くの保険医療機関が電子レセプト請求への移行を予定しており、レセプトコンピュータの設置の遅れ等により猶予期限までの移行に間に合わないことが想定されることから、平成26年12月から平成27年4月診療分の間電子レセプト請求への移行を予定されている保険医療機関へ早期移行勧奨（お知らせ）を行います。

また、「未定」及び「未確認」の保険医療機関に対し、「電子レセプト請求への再移行確認票」（以下「再移行確認票」という。）を再度送付し、保険医療機関の意向を把握し、猶予期限の周知及び電子化への勧奨を行います。

更に「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行等について」（平成21年11月25日保発1125第4号）で、電子レセプト請求を行うことが困難な個別の事情がある保険医療機関については、例外的に書面による請求が認められているところであるが、レセコンの設置又は導入作業の遅れ等の個別の事情は解消している可能性が高いと思われることから対象保険医療機関へ、電子レセプト請求への移行勧奨（お知らせ）を行います。

具体的には社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）から、当該勧奨等に該当する保険医療機関あてに別添の「お知らせ」及び「再移行確認票」を送付し、勧奨事業を推し進めます。

早期移行勧奨（お知らせ）、「未定」及び「未確認」の「再移行確認票」及び個別事情による電子レセプト請求への移行勧奨（お知らせ）は、支払基金支部から平成26年7月を送付予定としておりますが、送付前に支払基金支部もしくは国民健康保険団体連合会から都道府県医師会へご案内いたします。

貴会におかれましては、この旨ご承知のうえレセプト電子化の推進に更なるご協力をいただきますようお願い申し上げます。

電子レセプト請求への移行を予定している医療機関の皆様へ

電子レセプト請求への移行は早めにお願ひします
レセコンを使用した診療報酬の書面による請求
は平成27年4月診療分以降できなくなります

先般、「電子レセプト請求への移行確認票」にご回答いただきましてありがとうございました。

レセコンを使用した診療報酬の書面による請求は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(以下「請求省令」といいます。)の規定により、平成27年4月診療分以降できなくなります。

電子レセプト請求への猶予期限(平成27年3月末)間近は電子レセプト請求への移行が集中し、レセコンの設置又は導入作業に遅れ等が生じる事が予想されます。このため電子レセプト請求への移行が間に合わない可能性がありますので、電子レセプト請求へ早期移行していただきますようお願い申し上げます。

なお、早期移行に伴い、貴医療機関からご回答いただきました「移行確認票」の記載事項の内容に変更がありましたら、審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金支部、国民健康保険団体連合会)にご連絡ください。

- 既に電子レセプト請求の届出等を提出されている場合はご容赦ください。

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室
社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

回答年月日

平成 26 年 8 月〇〇日

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部 御中

電子レセプト請求への再移行確認票

貴保険医療機関におかれましては、現在、請求省令に基づき電子レセプトによる請求を猶予されているところですが、レセプトコンピュータの減価償却期間、保守管理契約又はリース契約終了年月日が平成 年 月 日となっており、当該終了日の属する月の末日に猶予期限が到来します。また、猶予期限は最長平成 27 年 3 月末日までとなっており、遅くとも平成 27 年 4 月診療分までには、原則、電子レセプト請求へ移行していただく必要があります。

猶予期限後の請求方法等について、回答を記入の上、平成 26 年 月 日までに社会保険診療報酬支払基金に、レセプト請求と合わせてご提出していただくか、又は、ファクシミリで送信願います。

なお、この「移行確認票」は、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会と共通ですので、国民健康保険団体連合会への提出は不要です。

また、ご提出いただけなかった場合や不備な点がある場合については、支払基金支部もしくは国保連合会から電話等で確認させていただくことがあります。

点数表	〇〇	猶予期限	平成 年 月末日
医療機関コード	0000000		
保険医療機関名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

以下の質問にお答えください。(※該当する項目にチェックを付してください。)

質問 1 猶予期限後の請求方法について教えてください。

- ① オンラインによる請求
 ② 電子媒体 (CD-R 等) による請求
 ③ 手書き (レセコンを使用しない) による請求

質問 2 移行時期を教えてください。

移行時期 平成 年 月診療分から

質問 3 上記「質問 1」の「③」を選択された場合、その理由を教えてください。

<理由>

本件に関する問合せ先

- ・社会保険診療報酬支払基金〇〇支部 〇〇〇〇課

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇) FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- ・〇〇〇国民健康保険団体連合会 〇〇〇〇課

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇)

平成 年 月 日

医療機関コード

保険医療機関名 御中

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室
社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会

「電子レセプト請求への再移行確認票」の提出について（お願い）

平素は、医療保険制度及び審査支払機関の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年2月にご案内したとおり、レセコンを使用した診療報酬の書面による請求ができるのは、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の規定により、最長で平成27年3月31日までとなっております。

猶予期限まで半年程度を残すのみとなり、未だ移行確認がとれていない保険医療機関に対して、再度猶予期限後の請求方法等をお伺いし、必要な書類等のご案内をすることとしました。

つきましては、お手数ですが、別添「電子レセプト請求への再移行確認票」（以下「再移行確認票」という。）を送付しますので、該当する項目に回答を記載していただき、本年8月10日（日）までに社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求と併せてご提出いただくか又はファクシミリで送信願います。

なお、この「再移行確認票」は、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会と共通ですので、国民健康保険団体連合会への提出は不要です。

また、ご提出いただけなかった場合や不備な点がある場合については、電話等で確認させていただくことがあります。

※既に電子レセプト請求の届出等を提出されている場合はご容赦願います。

電子化に対応していないレセコンをご使用中の医療機関の皆様へ

電子レセプト請求の準備をお願いします
**レセコンを使用した診療報酬の書面による請求
は平成27年4月診療分以降できなくなります**

レセコンを使用した診療報酬の書面による請求は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（以下「請求省令」といいます。）の規定により、平成27年4月診療分以降できなくなります。平成27年4月診療分以降は、レセコンを使用しない（手書き）ことなどによって、免除又は猶予の要件に該当しない限り、電子レセプトにより請求しなければなりません。平成27年4月以降、現在のままレセコンを使用して書面による請求を行うと、請求省令に違反した請求となり、審査支払機関がレセプトを受理できないため、診療報酬を支払うことができなくなりますので、計画的な電子請求への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

- 行き違いで電子請求の届を提出されている場合等をご容赦ください。
- ご不明な点がございましたら、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金支部、国民健康保険団体連合会）にお問い合わせください。

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室
社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

個別の事情（様式第4号）により例外的に書面による請求が認められて
いる医療機関の皆様へ

**個別の事情が既に解消されている医療機関は、
電子レセプト請求への移行が必要です
レセコンを使用した診療報酬の書面による請求
は平成27年4月診療分以降できなくなります**

電子レセプト請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関については、例外的に書面による請求が認められておりますが、猶予措置を受けている間に届け出ている事項に変更があり、個別の事情が解消されている医療機関については、電子レセプト請求へ移行する必要があります。

レセコンを使用した診療報酬の書面による請求は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(請求省令)の規定により、平成27年4月診療分以降できなくなりますので、猶予期限（平成27年3月31日）までに電子レセプト請求へ移行していただきますようお願い申し上げます。

また、個別の事情が解消されていない医療機関に対して、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）から、状況を電話等にて確認させていただくことがあります。

- 既に電子レセプト請求の届出等を提出されている場合はご容赦ください。
- ご不明な点がございましたら、審査支払機関にお問い合わせください。

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室
社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会